議案第８号

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和６年２月２６日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、精神障害者医療費受給資格者に関する規定を整備するため、改正する必要があるからである。

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

愛西市精神障害者医療費支給条例（平成１７年愛西市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「受けている者」の次に「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する障害等級１級又は２級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その者の責めに帰することができない理由により障害者総合支援法第５４条第３項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けることができない者を含む。）」を加え、同条第２号を削り、同条第３号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号中「及び第２号」を削り、同号を同条第３号とする。

第５条第１項第２号を削り、同項第３号中「第３条第３号」を「第３条第２号」に改め、同号を同項第２号とし、同項第４号中「第３条第４号」を「第３条第３号」に改め、同号を同項第３号とする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。